

安全データシート (SDS)

A-97155-00248JA/01

1. 化学品及び会社情報

化学品等の名称	塗料缶 国防色
製品コード	A07B-0523-K005#STD (の国防色), A98L-0004-0336/GY2-0.2
供給者の会社名	ファナック株式会社
住所	山梨県南都留郡忍野村忍草3580
電話番号	0555-84-6881
ファックス番号	0555-84-6995
電子メールアドレス	連絡先 https://www.fanuc.co.jp/ja/contact/index.html
緊急連絡電話番号	0120-240-613
推奨用途及び使用上の制限	金属製品塗装用 (メラミンアルキド樹脂塗料)
製造元	会社名 : 大豊塗料株式会社 住所 : 埼玉県久喜市河原井町 23-7 電話番号 : 0480-23-3011 FAX番号 : 0480-23-3014

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体	: 分区2
急性毒性 経口	: 分類できない
経皮	: 分類できない
吸入、ガス	: 分類できない
吸入、蒸気	: 分区4
吸入、粉じん、ミスト	: 分区外
皮膚腐食性/刺激性	: 分区2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 分区2
呼吸器感作性 固体/液体	: 分区外
呼吸器感作性 気体	: 分区1
皮膚感作性	: 分区外
生殖細胞変異原性	: 分区外
発がん性	: 分区1A
生殖毒性	: 分区1B
授乳に対する、または授乳を介した影響	: 分類できない
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	: 分区1 臓器(中枢神経系、呼吸器、腎臓、肝臓)の障害 : 分区2 臓器(血液)の障害のおそれ : 分区3 眠気やめまいのおそれ
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	: 分区1 長期ないし反復暴露による臓器(神経系、呼吸器)の障害 : 分区2 長期ないし反復暴露による臓器(中枢神経系、血液系、聴覚器)の障害のおそれ
吸引性呼吸器有害性	: 分区外

環境に対する有害性

水生環境有害性(急性)	: 分区2
水生環境有害性(慢性)	: 分区2
オゾン層への有害性	: 分類できない

※記載のないものは分区外、区分できない、分類対象外

GHSラベル要素

絵表示 (ピクトグラム)



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- ・引火性の高い液体及び蒸気である。蒸気が滞留すると爆発のおそれがある。
- ・急性の毒性がある。重大な急性または慢性中毒のおそれがある。
- ・健康に有害であり、急性または慢性中毒のおそれがある。
- ・有機溶剤中毒を起こすおそれがある。
- ・吸入すると有害
- ・皮膚刺激
- ・強い眼刺激
- ・吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息または呼吸困難を起こすおそれ
- ・発がんのおそれ
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- ・臓器の障害
- ・長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害
- ・水生生物に毒性
- ・長期的影響により水生生物に毒性

注意書き

安全対策

容器を密閉しておくこと。
 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護マスクを着用すること。
 容器を接地すること。/アースを取ること。
 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
 換気が不十分な場合: 呼吸用保護具を着用すること。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 使用前に取り扱い説明書を入手すること。
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 この製品を使用する時に、飲食や喫煙をしないこと。
 取扱後は手を良く洗うこと。
 環境への放出を避けすること。

応急措置

火災の場合	: 消火するために製造業者/供給者は規制所管官庁が指定する適当な手段を使用すること。
飲み込んだ場合	: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚または髪に付着した場合	: 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。多量の水と石鹼で洗うこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し呼吸しやすい姿勢で休息されること。
呼吸に関する症状が出た場合	: 医師に連絡すること。
眼に入った場合	: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合	: 医師の診断/手当てを受けること。
皮膚刺激または発疹が生じた場合	: 医師の診断/手当てを受けること。
ばく露またはばく露の懸念がある場合	: 医師の診断/手当てを受けること。気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。 漏出物を回収すること。

保管

換気の良い場所で保管すること。涼しい所に置くこと。施錠して保管すること。

廃棄

内容物/容器を、国際、国、都道府県、または市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名	CAS登録番号 (CAS RN)	含有量 (%)	備考
キシレン	1330-20-7	15.3	PRTR1種 No. 80
エチルベンゼン	100-41-4	14.6	PRTR1種 No. 53
イソブタノール	78-83-1	5-10	
n - プタノール	71-36-3	0.1-1	
ホルムアルデヒド	50-00-0	0.5	PRTR特定1種 No. 411 (非該当)
メタノール	67-56-1	0.1-1	
黄色酸化鉄	51274-00-1	5-10	
エチレングリコールモノブチルエーテル	111-76-2	1-5	
カーボンブラック	1333-86-4	1-5	
低沸点芳香族ナフサ	64742-95-6	1-5	
トリメチル ベンゼン	25551-13-7	1-5	
高沸点 芳香族 ナフサ	64742-94-5	1-5	
ナフタレン	91-20-3	0.1	PRTR1種 No. 302

4. 応急措置

吸入した場合

- 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な 場所に移し、暖かく安静にする。
- 呼吸が不規則、止まっている場合には人工呼吸を行う。
- 嘔吐物は飲みませないようにする。直ちに医師の手当を受けること。
- 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

- 付着物を布にて素早く拭き取る。
- 大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。
溶剤、シンナーなどは使用しないこと。
- 外観に変化が見られたり、痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- 直ちにすべての汚染された衣類を取り除くこと、直ちに 医師に連絡すること。

眼に入った場合

- 直ちに大量の清浄な流水で1 5分以上洗う。
- コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- 出来るだけ速く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- 嘔吐物は飲みませないこと。
- 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

- 適切な保護具（保護眼鏡、防護マスク、手袋等）を着用する。
- 換気を行う。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

() 水、(○) 炭酸ガス、(○) 泡、(○) 粉末(○)、
(○) 乾燥砂、() その他

消火方法

- ・適切な保護具（耐熱着衣など）を着用する。
- ・安全に対処できるのであれば可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
- ・指定の消火剤を使用すること。
- ・高温にさらされる密閉容器は水を掛けて冷却する。
- ・消火活動は風上より行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
- ・屋内では換気をしきりに行う。
- ・屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。
- ・付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

環境に対する注意事項

- ・河川等へ排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・漏出物は密閉出来る容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸着させて回収する。
- ・大量の流出には盛り土などで囲って流出を防止する。

二次災害の防止策

- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- ・換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓する。
- ・周辺で、火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- ・工具は火花防止型のものを使用する。
- ・静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型（安全増）を使用する。
- ・使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておく。
- ・密封された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を付けて作業すること。
- ・皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり目に入らぬよう適切な保護具を着用する。
- ・取り扱い後は、手、顔などを良く洗い、休憩所などに手袋などの汚染保護具を持ち込まないこと。
- ・過去にアレルギー症状を発症している人は取り扱わないこと。

保管

- ・日光の直射を避ける。通風の良いところに保管する。
- ・盗難防止のために施錠保管する。子供の手の届かないところに保管する。
- ・酸、アルカリと同じ場所に置かない。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

組成物質の有害性及び暴露濃度基準

化学名	管理濃度(ppm)	ACGIH(TLV)	IARC
キシレン	50	100ppm	3
エチルベンゼン	20	20ppm	2B
イソブタノール	50	50ppm	-
n-ブタノール	25	20ppm	-
ホルムアルデヒド	0.1	0.3ppm	1
メタノール	200	200ppm	-
黄色酸化鉄	-	5mg/m ³	-
エチレングリコールモノブチルエーテル	25	20ppm	3
カーボンブラック	-	3mg/m ³	2B
低沸点芳香族ナフサ	-	-	-
トリメチルベンゼン	-	25ppm	-
高沸点芳香族ナフサ	-	-	-
ナフタレン	10	10ppm	2B

設備対策

- ・取り扱い設備は防爆型を使用する。
- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを取るよう設備すること。
- ・取り扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれないと设备すること。
- ・屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用するなど作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備にすること。
- ・タンク内部などの密閉場所で作業をする場合には、密閉場所、特に底部まで充分に換気が出来る装置を取り付けること。

保護具

呼吸用保護具

- ・有機ガス用防毒マスクを着用する。

- ・密閉された場所では送気マスクを着用する。

手の保護具

- ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない手袋を着用する。

眼、顔面の保護具

- ・取り扱いには保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護具 その他の保護具	・取扱う場合には皮膚を直接曝させないような衣類を付けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。 ・静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用する。
9. 物理的及び化学的性質	
物理的状態	：液体
色	：グレー
臭い	：溶剤臭
pH 及びその濃度	：該当せず
沸点	：108 ℃～140 ℃
融点、凝固点	：データなし
引火点	：22 ℃
発火点	：347 ℃
爆発下限界及び爆発上限界 ／可燃限界	：（下限）1.0% （上限） 11.2%
蒸気圧	：データなし
蒸気密度	：データなし
密度（比重）	：1.23
溶解度	：データなし
n-オクタノール／水分配係数	：データなし
分解温度	：データなし
10. 安定性及び反応性	
化学的安定性	：通常の取り扱いでは安定である。
避けるべき条件	：高温を避ける
混触危険物質	：酸化剤
危険有害な分解生成物	：CO、NOx等の有毒ガスを発生する恐れがある。
11. 有害性情報	
急性毒性	
急性毒性（経口）	：メタノール（区分 4 1400 mg/kg）、ホルムアルデヒド（区分 4 605mg/kg）、エチレングリコールモノブチルエーテル（区分 4 470mg/kg）
急性毒性（経皮）	：キシレン（区分 4 1700mg/kg）、ホルムアルデヒド（区分 3 270mg/kg）、 ：エチレングリコールモノブチルエーテル（区分 3 220mg/kg）
急性毒性（吸入：気体）	：ホルムアルデヒド（区分 2 480mg/kg）
急性毒性（吸入：蒸気）	：キシレン（区分 4 6350ppm）、エチルベンゼン（区分 4 4000ppm）、 ：イソブタノール（区分 4 6336ppm）、 ：エチレングリコールモノブチルエーテル（区分 2 450ppm）
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	：区分外
皮膚腐食性／刺激性	：キシレン（区分 2）、イソブタノール（区分 2）、n-ブタノール（区分 2）、ホルムアルデヒド（区分 2）、 ：エチレングリコールモノブチルエーテル（区分 2）、高沸点芳香族ナフサ（区分 2）
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	：キシレン（区分 2）、エチルベンゼン（区分 2B）、イソブタノール（区分 2A）、メタノール（区分 2）、n-ブタノール（区分 2A）、 ：ホルムアルデヒド（区分 2A）、エチレングリコールモノブチルエーテル（区分 2A）、高沸点芳香族ナフサ（区分 2）
呼吸器感作性 固体・液体	：区分外
呼吸器感作性 気体	：ホルムアルデヒド（区分 1）
皮膚感作性	：ホルムアルデヒド（区分 1）
生殖細胞変異原性	：ホルムアルデヒド（区分 2）
発がん性	：エチルベンゼン（区分 2）、ホルムアルデヒド（区分 1A）、カーボンブラック（区分 2）
生殖毒性	：キシレン（区分 1B）、エチルベンゼン（区分 1B）、 ：メタノール（区分 1B）、エチレングリコールモノブチルエーテル（区分 2）
生殖毒性・授乳影響	：分類できない
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	：キシレン（区分 1 呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓 区分 3 麻酔作用）、 ：エチルベンゼン（区分 3 気道刺激性、麻酔作用）、 ：イソブタノール（区分 3 気道刺激性、麻酔作用）、 ：ホルムアルデヒド（区分 1 神経系、呼吸器）、 ：メタノール（区分 1 中枢神経系、視覚器、全身毒性 区分 3 麻酔作用）、 ：n-ブタノール（区分 3 気道刺激性、麻酔作用）、 ：高沸点芳香族ナフサ（区分 3 気道刺激性、麻酔作用）、 ：エチレングリコールモノブチルエーテル（区分 1 血液、呼吸器、肝臓、腎臓 区分 3 麻酔作用）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	：キシレン（区分 1 呼吸器、神経系）、エチルベンゼン（区分 2 聴覚器）、 ：ホルムアルデヒド（区分 1 呼吸器、中枢神経系）、 ：メタノール（区分 1 中枢神経系、視覚器）、 ：n-ブタノール（区分 1 中枢神経系、聴覚器）、 ：エチレングリコールモノブチルエーテル（区分 1 血液系）
吸引性呼吸器有害性：	：キシレン（区分 1）、エチルベンゼン（区分 1）、イソブタノール（区分 2）
組成物質に関するその他の有害性情報	・キシレンは目に対して刺激性が強いので注意すること。
製品に関する有害性情報	・製品としての安全性試験は行っていない。
12. 環境影響情報	
生態毒性	
・水生環境有害性（急性）	：キシレン（区分 2）、エチルベンゼン（区分 1）、ホルムアルデヒド（区分 2）、高沸点芳香族ナフサ（区分 1）
・水生環境有害性（慢性）	：キシレン（区分 2）、エチルベンゼン（区分 2）、高沸点芳香族ナフサ（区分 1）
生体毒性	：情報なし
残留性・分解性	：情報なし
生態蓄積性	：情報なし
土壌中の移動性	：情報なし
オゾン層への有害性	：分類できない

他の有害影響	<ul style="list-style-type: none"> 漏洩、廃棄などの際には環境に影響を与える恐れがあるので取り扱いに注意する。 特に、製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。 										
1.3. 廃棄上の注意											
残余廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 廃塗料、廃溶剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約（マニフェスト）して処理をする。 排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。 特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。 										
汚染容器および包装	<ul style="list-style-type: none"> 空容器は内容物を完全に除去してから処分する。 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 										
1.4. 輸送上の注意											
共通	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。 容器漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷が無いように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。 										
国際規制	<table> <tbody> <tr> <td>国連番号</td><td>1 2 6 3</td></tr> <tr> <td>国連輸送名</td><td>塗料（P A I N T）</td></tr> <tr> <td>国連分類</td><td>クラス3（引火性液体）</td></tr> <tr> <td>容器等級</td><td>容器等級 II</td></tr> </tbody> </table>	国連番号	1 2 6 3	国連輸送名	塗料（P A I N T）	国連分類	クラス3（引火性液体）	容器等級	容器等級 II		
国連番号	1 2 6 3										
国連輸送名	塗料（P A I N T）										
国連分類	クラス3（引火性液体）										
容器等級	容器等級 II										
国内規則	<table> <tbody> <tr> <td>国連番号</td><td>1 2 6 3</td></tr> <tr> <td>指針番号</td><td>1 2 8</td></tr> <tr> <td>陸上輸送</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。 荷送り人は運送業者に運搬注意書（イエローカード）を交付する。 </td></tr> <tr> <td>海上輸送</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 船舶安全法に定めるところに従うこと。 </td></tr> <tr> <td>航空輸送</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 航空法に定めるところに従うこと。 </td></tr> </tbody> </table>	国連番号	1 2 6 3	指針番号	1 2 8	陸上輸送	<ul style="list-style-type: none"> 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。 荷送り人は運送業者に運搬注意書（イエローカード）を交付する。 	海上輸送	<ul style="list-style-type: none"> 船舶安全法に定めるところに従うこと。 	航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> 航空法に定めるところに従うこと。
国連番号	1 2 6 3										
指針番号	1 2 8										
陸上輸送	<ul style="list-style-type: none"> 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。 荷送り人は運送業者に運搬注意書（イエローカード）を交付する。 										
海上輸送	<ul style="list-style-type: none"> 船舶安全法に定めるところに従うこと。 										
航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> 航空法に定めるところに従うこと。 										
1.5. 適用法令											
使用において、都道府県条例に該当の場合、条例に基づき取り扱うこと。											
労働安全衛生法	: 施行令別表1 危険物 引火性のもの										
有機溶剤中毒予防規則	: 第2種有機溶剤等										
特定化学物質障害予防規則	: 特定化学物質第2類物質 特別有機溶剤等 特別管理物質										
化学物質管理促進法（P R T R法）	: 指定化学物質等										
毒物及び劇物取締法	: 対象外										
消防法	: 第4類 第2石油類（非水溶性）										
航空法	: 引火性液体										
船舶安全法	: 引火性液体類										
海洋污染防治法	: Y類物質										
悪臭防止法	: 施行令第1条特定悪臭物質：キシレン、イソブタノール										
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 特別管理産業廃棄物										
1.6. その他の情報											
主な引用文献											
<ul style="list-style-type: none"> （社）日本塗料工業会「SDS・ラベル作成ガイドブック」 独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE） 化学物質総合情報提供システム（CHRIPI） 材料メーカー SDS 											
注意											
本データシートは、作成時または改訂時において、製品およびその組成に関する最新の情報の情報（危険有害性情報・取扱い情報等）を集めて作成しておりますが、すべての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い、改定いたします。											
また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。											
本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行ってください。											